

淡広監第 21 号
平成30年9月 7日

措置請求人
(省 略)

淡路広域行政事務組合監査委員 土井 一史

同 四宮 章博

同 地村 耕一良

住民監査請求に係る監査の結果について

請求人が平成30年7月13日付けで提起した住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定により、監査の結果を別紙のとおり通知します。

決 定 書

第 1 請求人

住所 (省略)

氏名 (省略)

第 2 請求の要旨

淡路広域行政事務組合は、本年 4 月及び 5 月に淡路関空航路就航支援事業補助金として、A 社に 4,500 万円を交付している。これは、本路線（関空航路）を将来にわたって持続的に活用するため、船舶運航費、燃料費を除く広報活動などに要する初期費用について、初年度に限り助成するものである。

A 社は、6 月 13 日付けで神戸運輸監理部あてに航路休止届が提出される旨を、淡路市長・南あわじ市長には 6 月 11 日、洲本市長には 6 月 12 日に説明した。これに対し 3 市は、補助金を交付したばかりであり、一方的な航路休止は受け入れがたいとし、航路継続へ再検討を求めた。

しかし、A 社は 7 月 5 日に、小型船への切り替えも含め航路継続を断念し、今後共同運営、公設民営方式等航路再開に向けた検討を続けていきたい旨の意思表示があった。またこの席上、「3 市からいただいた補助金については、求められれば全額返還する意思はあるし、そうすべきと思っている」との言明もあった。

2 月 20 日に行われた南あわじ市議会総務常任委員会と市内観光施設及び交通関係者との意見交換会では、A 社副社長は「これ以上行政の支援はいただき、自らの力で黒字化に持っていく」旨の発言があり、市議会との意見交換会とはいえ、こうした発言の持つ意味は極めて重い。

これまでの一連の経過を把握し、事業申請書、補助金交付決定、事業実績報告、交付規則などの事業関連書類を精査すれば、事業目的を逸脱した事態となっていることは明らかである。航路の継続について表明しているが、これまで A 社が行って来た事業計画とその実績から見ても、今後の事業を成功させる可能性は低いと言わざるを得ない。今回の補助金交付後の短期間での航路休止の判断は、これまで A 社と、その兄弟会社である B 社が得ていた信頼を、失わせるものとなっている。

組合が準用する洲本市補助金等交付規則(以下「洲本市補助金規則」という。)第 17 条では、補助事業に関し、補助金等の交付の決定内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき、補助金等の交付の決定の全部または一部を取り消すことができるとしている。

A 社の資本金は 3,200 万円しかなく、同社はすでに債務超過に陥っている。

今後事態がさらに悪化し、会社の存続そのものが危うくなれば、交付した 4,500 万円の返還請求が不可能となるのではないか。

このような状況を鑑みて、管理者は毅然とした態度を持って臨み、補助金交付規則に則り、原則的な対応として補助金の即時返還請求を行うべきである。その判断を怠り、補助金返還を求めない行為は、補助金交付規則等の規定に照らし不当である。

管理者は、淡路関空航路就航支援事業補助金として交付した 4,500 万円の返還を、A社に求める措置をとるよう請求する。

第3 請求の受理

本件請求は、平成 30 年 7 月 13 日に提起され、請求要件を具備しているとして受理した。

第4 監査の執行

1 監査の期間

平成 30 年 7 月 13 日から平成 30 年 9 月 11 日まで

2 請求人の陳述及び証拠提出

平成 30 年 8 月 28 日に請求人の陳述を聴取した。請求人から事実証明書のほかに証拠の提出はなかった。

3 関係人の陳述及び証拠提出

平成 30 年 8 月 28 日に淡路広域行政事務組合（以下「組合」という。）の陳述を聴取した。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 関係法令

本件に関する、関係法令及び補助金交付要綱等は、次のとおりである。

ア 地方自治法

(寄附又は補助)

第 232 条の 2 普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。

(普通地方公共団体に関する規定の準用)

第 292 条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつ

ては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

イ 淡路広域行政事務組合補助金等交付規則(平成 21 年淡路広域行政事務組合規則第 5 号)

(洲本市補助金等交付規則の準用)

第 2 条 この規則に定めるもののほか、補助金等に関する事項は、洲本市補助金等交付規則(平成 18 年洲本市規則第 52 号)の規定を準用する。この場合において、「市長」とあるを「管理者」に読み替えるものとする。ただし、同規則第 23 条から第 26 条までは準用しないものとする。

ウ 洲本市補助金等交付規則(平成 18 年洲本市規則第 52 号)

(交付決定の取消し)

第 17 条 市長は、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 第 9 条の規定に違反して補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 第 21 条の承認を受けないで、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。
- (4) 前 3 号のほか、補助事業に関し、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金等を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

エ 淡路関空航路就航支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、洲本港と関西国際空港の泉州港を結ぶ航路(以下「関空航路」という。)を活用して交流人口の拡大を図ることにより、地域経済の活性化や雇用の拡大に寄与するとともに、活気と潤いのある元気な淡路島の実現に資するため、関空航路を開設する事業者に対して、その初期経費の一部を助成することについて、淡路広域行政事務組合補助金等交付規則(平成 21 年淡路広域行政事務組合規則第 5 号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第3条 管理者は、第1条に規定する目的の達成に資するため、関空航路運営事業者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は、次に掲げる経費（平成29年度に着手した事業に係るものに限る。）とする。ただし、人件費、船舶の運航費及び燃料費その他経常的経費であって管理者がその性質上公費を充てることが適当でないとするものについては、この限りでない。

- (1) 関空航路に就航させる船舶の改修費
- (2) 関空航路の開設に伴う事務所の整備費
- (3) 関空航路の開設を周知するための広告宣伝費
- (4) 淡路島の観光案内又は広報に要する経費
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める経費

3 補助金の交付額は、45,000千円を限度とする。

(補助金の交付手続等)

第4条 補助金の交付の申請、事業の遂行その他の補助金の交付に関し必要な事項は、洲本市補助金等交付規則（平成18年洲本市規則第52号。以下「洲本市補助金規則」という。）に定めるところによる。ただし、関空航路運営事業者が洲本市補助金規則第4条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受ける前に事業に着手することを妨げない。

(2) 認定事実

本件請求に関し、次に掲げる事実を認定した。

ア 本件補助事業の概要

- ① 補助金名 淡路関空航路就航支援事業補助金
- ② 事業の目的 関空航路を活用して交流人口の拡大を図ることにより、地域経済の活性化や雇用の拡大に寄与するとともに、活気と潤いのある元気な淡路島の実現に資する。
- ③ 事業主体 A社
- ④ 事業内容 洲本港と関西国際空港を結ぶ航路の運航
便数 1日5往復
船舶 1隻 大型船舶 109トン
※B社と傭船契約

イ 補助金の交付

補助金に係る交付申請書は、平成30年3月28日に提出され、同日交付決定がなされている。その後、3月30日に交付額の半額に当たる2,250

万円の概算請求書の提出があり、4月27日に支払われている。5月8日に確定通知が発出され、5月18日に残額の2,250万円が支払われている。

ウ 航路の休止

A社は、6月11日及び12日に、島内3市の市長に航路の休止を伝えている。また、翌6月13日には神戸運輸監理部に対し休止届を提出している。これに対し洲本市、南あわじ市並びに淡路市（以下「3市」という。）及び組合は、補助金を交付したばかりであり受け入れられない旨、A社に伝えている。その後、A社は3市及び組合と協議を重ね、小型船に変えての運航などを模索していたが、7月5日に航路休止を最終判断し、7月14日からの休止を3市及び組合に報告するとともに、報道機関に対して発表した。そして、7月14日以降航路は休止状態となっている。

エ 休止後の動き

7月5日の報道機関への航路休止発表の際、航路再開への検討及び補助金の返還について言及があったことから、3市及び組合は具体的な航路再開計画の提出を求めた。現在、計画書の提出を受け、内容を精査中である。

(3) 監査委員の判断

以上を踏まえ、次のように判断した。

ア 事業目的を逸脱しているかについて

請求人は、現在の航路休止の状況について、補助金等交付規則等に照らして事業目的の逸脱は明らかであり、また、航路再開計画においては初期の事業目的から変質していると主張している。

これに対し管理者は、現在提出された航路再開計画を精査中であり、事業目的の逸脱があるかどうかも含め見極めていくところであるので、現時点では事業目的の逸脱が明らかであるとはいえないと主張している。

そこで、事業目的を逸脱した状態にあるか、また航路再開計画が初期の事業目的から変質しているかを検討する。

本件事業の目的は、関空航路を活用した地域の活性化にある。

関空航路の休止は、現時点では一時的なものであるか恒久的なものであるかを判断することはできない。航路再開計画を精査した結果、航路を再開しないことになれば、初期の事業目的を達成することができなくなることから、事業目的を逸脱したといえることができる。しかし、現時点においては、航路再開計画を3市及び組合において精査している途中であり、将来航路が再開されるかどうかは不明であることから、現在の

休止の状況をもって、事業目的を逸脱しているとは言い難い。

また、請求人は、提出された航路再開計画では事業の目的が変質していると主張している。

航路再開計画では、往復便数・料金等運航方法の変更が検討されているものの、関空航路を活用することには変わりはなく、初期の事業目的の達成も可能である。初期の目的が達成できる以上、事業目的が変更しているとはいえない。

よって、事業目的の変質は認められず、また現時点において事業目的の逸脱があるとは言い難い。

イ 補助金の返還請求をしないことが不当かについて。

請求人は、交付した補助金について返還請求を求めないことは、補助金交付規則等の規定に照らし、不当であると主張している。

これに対し管理者は、交付決定の取消は、組合の裁量に属することから、現在交付決定の取消を含め、計画を見極めているところであり、判断を怠っているわけではないと主張している。

そこで、補助金の返還請求をしないことが不当といえるか検討する。

補助金の返還請求については、組合が準用する洲本市補助金規則によれば、返還請求の前提として、洲本市補助金規則第 17 条による交付決定の取消が必要となる。

洲本市補助金規則第 17 条は、補助金の他用途使用や効用の増加した財産の他目的使用などがあつた場合は、「補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。」としている。これを見ると、交付決定の取消をするかどうか、また交付決定の取消の範囲をどうするかについては、行政に一定の裁量を認めている。

本件を見ると、A社からの休止表明以降、3市及び組合は、航路再開を求め、現在では、A社より航路再開の計画が提出され、その計画を精査しているところである。アでも検討したように、計画次第では、初期の事業目的達成の可能性があることから、航路再開の実現可能性・運営の継続性等について、これを精査し見極めることに不合理な点は認められない。また、請求人が問題としている船舶の他目的使用の問題に付いては、現在そのことも含めて対応が検討されているところである。

一般的に、補助金等の交付決定の取消しが認められるときであっても、長としては、必ず当該交付決定を取り消さなければならないものではなく、補助金目的達成の可否について、補助関係の全過程を通じて総合的に判断し、補助金等交付の初期の目的を達成することが困難となったと認められるときに、初めてその取消権を行使すべきものと解するのが相

当である（さいたま地裁 平成 17 年 6 月 1 日判決）とされている。

さらに、本件補助金の交付事務については、交付要綱等に基づき、適正に執行されていることについては確認済みであり、公金の不適正使用等、直ちに返還を求めるべき状況に至っていない。

したがって、本件においても、現時点においては、初期の目的を達成することができないといえず、取消権を行使する段階にないといえる。

よって、7 月 14 日の航路休止以降、現時点においても取消をしていないことが、不当に権利の行使を怠り、裁量を逸脱しているとはいえない。

ウ 即時返還請求が必要な状態かについて。

請求人は、A 社が航路再開した場合、経営が悪化する可能性が高く、そうなった場合、補助金の返還請求ができなくなると主張している。

これに対し管理者は、会社の存続が危ういかどうかも含め、航路継続の可能性を見極めているところであり、即時に返還請求をしないからといって、財産の管理を怠っているとはいえないと主張している。

そこで、返還請求の前提となる交付決定の取消が、早急に必要な状態であるか検討する。

請求人が主張する経営悪化が進むとする時期は、航路再開後のことであり、計画によると平成 31 年 3 月以降のこととなる。航路再開までにはまだ期間があることから、航路再開計画の精査を待たずに、直ちに交付決定の取消をすべき緊急性は低いといえる。

また、7 月 5 日の記者会見において、A 社及び B 社の代表取締役である A 氏が、補助金返還にも応じる旨を明言している。

以上のことから、現時点においては、即時に返還請求をすべき緊急性は低く、交付決定の取消が早急に必要な状態であるとはいえない。

エ 結論

以上のとおり、事業目的を逸脱しているか、補助金の返還請求をしないのは不当か、及び返還請求の緊急性が認められるかを検討したが、現時点においては、不当に財産の管理を怠っているとは認められず、請求人の主張には理由がないと判断する。

ただし、本件補助金に関する事務において、留意すべき事項が見受けられるので、次のとおり意見を付す。

意見

本件については、組合議会においても返還請求するよう多くの意見が出され、早期の決着が求められており、また現在の状態が続くことは不適切なことから、航路再開の実現可能性について、可能な限り速やかに

判断されたい。

また、航路再開計画を精査するに当たっては、1年で航路休止に至った結果を踏まえ、事業計画の妥当性、航路再開及び事業会社存続の可能性を十分担保できるかどうか確認したうえで、判断するよう求める。